

高等教育の修学支援制度に関する 「2021年度後期 授業料減免継続」手続きについて

「2021年度後期 授業料減免継続申請」についてお知らせします。
高等教育の修学支援制度における授業料減免については、半期毎に継続申請が必要となります。
以下に従って、必ず期限内に手続きを完了させてください。

未手続の場合、授業料の減免が受けられなくなりますので注意してください。

提出期限 7月26日（月）必着

1. 授業料減免継続申請等記入

下記書類3点（全員提出）に記入押印してください。

- ・「2021年度後期授業料減免継続申請書」
- ・「授業料（等）延納願」
- ・「授業料（等）納入および除籍猶予願」

「3点セット」で全員提出

修学支援制度対象者は3点とも全員提出
（現在の支援区分が対象外の場合も提出必要。
延納願も全員提出必要です。）

※日本学生支援機構がマイナンバーにより、後期（10月）以降の支援区分を見直します。新支援区分の決定が授業料納入期限に間に合わないため、修学支援制度の対象者は全員、「授業料延納願」手続きが必要となります。

2. 書類の提出

【提出先】

〒574-8530 大東市中垣内3-1-1
大阪産業大学 学生生活課奨学金係（本館1階）

↓郵送の場合は、住所氏名等記入し、切り取って市販の封筒に貼付け郵送してください。

【宛先】

〒574-8530
大東市中垣内3-1-1

大阪産業大学
学生生活課奨学金係 宛

【差出人】

住所 _____

学籍番号 _____ 氏名 _____

（提出物）送付物に✓

- 1. 授業料減免対象者の認定の継続に関する申請書（全員）
- 2. 授業料（等）延納願（全員）
- 3. 授業料（等）納入および除籍猶予願（全員）

※全員3点とも提出必要です。

2021年度後期 大学等における修学の支援に関する法律による
授業料減免対象者の認定の継続に関する申請書

A様式2

年 月 日

大阪産業大学学長殿

私は貴学に対し、大学等における修学の支援に関する法律による授業料減免の継続を申請します。

申請にあたって、私は以下の事項を確認し、理解しています。

- ◆ この申請書の記載事項は事実と相違ありません。なお、申請書の記載事項に事実と相違があった場合、認定を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、在学する学校において減免を受けた金額の支払を求められることがあることを承知しています。
- ◆ 授業料等減免の対象者の認定手続きにおいて、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「機構」という。）を通じ、大阪産業大学が機構の保有する私の給付奨学金に関する情報の送付を受けること及び機構が大阪産業大学の保有する私の授業料等減免等に関する情報の送付を受けることに同意します。
- ◆ 授業料等の還付・返金が発生した際は原則、学生支援機構に届出している口座に送金されることを了承します。

※以下のすべての項目を申請者本人が記入してください。

申請者	フリガナ			入学年月	年 4月入学	
	氏名					
	生年月日	(西暦)	年	月	日生	(歳)
	現住所	〒	—	都道府県	市区町村	
	所属学部・学科等			学籍番号		
	学年		昼間・夜間・通信の別	<input checked="" type="checkbox"/> 昼（昼夜開講を含む）	<input type="checkbox"/> 夜	<input type="checkbox"/> 通信
	日本学生支援機構の給付奨学金に関する情報					
給付奨学金の奨学生番号		52		- 04 -		

- ※ 日本学生支援機構の給付奨学金を併せて受けていただくことが基本です。「日本学生支援機構の給付奨学金に関する情報」の欄を記入できない場合は、別紙を必ず提出してください。
- ※ 申請書に記載された内容及び提出された書類の情報は、授業料等減免の認定及び本学が実施する経済支援のために利用します。また、今後の授業料等減免制度の検討のため、統計資料の作成に利用する場合がありますが、作成に際しては個人が特定できないように処理します。
- ※ 給付奨学金を受給しておらず、「機構の給付奨学金に関する情報」の欄を記入できない場合は、別紙1の提出が必要です。家計急変による申込を行う場合は、あわせて別紙2の提出が必要です。（給付奨学金をあわせて受給している場合は、別紙1～3の提出は不要です。）

2021年度 後期授業料(等)の延納手続きについて 【高等教育の修学支援制度対象者用】

本人保管用

※必ずお読みいただき、
授業料(等)の納入完了まで
保管してください。

高等教育の修学支援制度対象者は、毎年、マイナンバーの情報で家計基準による支援区分が見直され、10月から新しい支援区分が反映されます。支援区分の決定が授業料納入期限後となるため、修学支援制度対象者は全員、「後期授業料減免継続申請」手続きと同時に、授業料延納手続きが必要となります。
つきましては、下記の通り手続きくださいますようお願いいたします。

【提出期限】 2021年7月26日(月) (必着)

【提出先】 〒574-8530 大阪府大東市中垣内3-1-1
大阪産業大学 学生生活課 奨学金係

※高等教育の修学支援制度対象者は**全員提出**してください。(家計基準により支援対象外となっている方も含みます)

【提出書類(申請に必要な書類)】

- ① 『授業料(等)延納願』(様式第10号)準用
- ② 『授業料(等)納入および除籍猶予願』(様式第11号)準用

※ ①と②2種類の書類に必要な事項を記入・押印、2枚をホッチキス止めして提出してください

【上記2種類の延納および除籍猶予手続による納入期限と除籍猶予期限】

- ① 『授業料(等)延納願』により、2021年12月15日(水)まで(2ヵ月間)納入期限を延期できます。
※ なお、①の延納手続期限までに納入確認ができない場合は、②の除籍猶予願者として取り扱います。
- ② 『授業料(等)納入および除籍猶予願』により、2022年1月17日(月)まで納入期限が猶予されます。
※ ただし、②の場合、除籍猶予手数料として2,000円が加算されますのでご注意ください。

【延納手続および除籍猶予手続にかかわる注意事項】

- * 授業料(等)納入期限(2021年10月15日)までに延納手続を行ってください。
- * 授業料(等)納入期限(2021年10月15日)を過ぎると「休学届」の提出はできません。
- * 消せるペン(フリクションボールペンなど)で書いた延納手続書類は無効となります。
- * ②の除籍猶予期限(2022年1月17日)に納入しなければ、除籍(2021年9月21日付)となります。
- * 除籍になると、当該年度後期の成績および履修が無効となり、単位を取得できません。
- * 除籍確定後(3年を超えない者)は、規程に基づく「再入学」制度でしか、大学に戻ることができません。(最短で2022年度の4月)

【延納手続および除籍猶予手続に伴う授業料の振込依頼書について】

日本学生支援機構が、マイナンバーにより後期(10月以降)の支援区分を見直します。
そのため、修学支援制度対象者の授業料等振込依頼書は、新支援区分決定後の**10月下旬~11月上旬**に郵送予定です。

<10月下旬~11月上旬送付>

10月区分見直し後の減免額が反映された振込依頼書

振込依頼書A 納入期限: 2021年12月15日 (「授業料(等)延納願」期限)

振込依頼書B 納入期限: 2022年1月17日 (「授業料(等)納入および除籍猶予願」期限)

※振込依頼書Bは手数料2000円が加算されています。

1. 2021年12月15日までに、振込依頼書Aで納入してください。
2. 2021年12月15日までに納入できなかった場合は、2022年1月17日までに、振込依頼書B(除籍猶予手数料2000円が加算された振込依頼書)で納入してください。

※『振込依頼書』を紛失した場合は、再発行いたしますので、本館1階経理課までご連絡ください。

授業料(等)延納願

学生生活課届出の日付を記入してください

西暦 2021 年 7 月 1 日 願出

大阪産業大学 学長 殿

経済学部 学 部 学 科 専攻 経済学部

学籍番号 99E000
 氏名 大阪 花子
 保護者氏名(保証人) 大阪 太郎

(留學生については、日本における保証人が署名・捺印されたものに限る)

必ず押印してください

電話番号、携帯電話番号(本人・保護者)は必ずご記入ください

電話番号 072 - 999 - 9999
 携帯番号(本人) 070 - 9999 - 9999
 携帯番号(保護者) 080 - 9999 - 9999

このたび、下記の理由により授業料(等)の期限内納入が困難になりましたので、学費納入規程第6条による延納についてご許可くださいますよう保護者(保証人)連署をもってお願いいたします。

記

1. 延納の期限

期限：西暦 2021 年 12 月 15 日まで

2. 延納の理由 (詳細に)

高等教育の修学支援制度申請のため

教務部長	教務部次長	教務課長	経理課長	受付	印

授業料(等)納入および除籍猶予願

学生生活課届出の日付を記入してください

西暦 2021 年 7 月 1 日 願出

大阪産業大学 学長 殿

経済学部 学 部 学 科 専攻 経済学部

学籍番号 99E000
 氏名 大阪 花子
 保護者氏名(保証人) 大阪 太郎

(留學生については、日本における保証人が署名・捺印されたものに限る)

必ず押印してください

電話番号、携帯電話番号(本人・保護者)は必ずご記入ください

電話番号 072 - 999 - 9999
 携帯番号(本人) 070 - 9999 - 9999
 携帯番号(保護者) 080 - 9999 - 9999

このたび、下記の理由により授業料(等)の期限内納入が困難になりましたので、学費納入規程第7条による授業料(等)納入および除籍の猶予についてご許可くださいますよう保護者(保証人)連署をもってお願い致します。

なお、猶予された期限日までに授業料(等)を納入できなときは、除籍処分を受けても異議を申し立てません。

記

1. 猶予の期限

期限：西暦 2022 年 1 月 17 日まで

2. 手数料 (下記のとちらかに○をつけること)

~~7,000円~~ (除籍料5,000円と納入猶予手数料2,000円)

・ 2,000円 (納入猶予手数料2,000円)

3. 延納の理由 (詳細に)

高等教育の修学支援制度申請のため

教務部長	教務部次長	教務課長	経理課長	受付	印

授業料 (等) 延納 願

【高等教育の修学支援制度対象者用】

西暦 年 月 日願出

大阪産業大学学長 殿

学 研 究 科
学 部

専 攻
学 科

学 籍 番 号 _____

氏 名 _____ (印)

保 護 者 氏 名
(保証人) _____ (印)

電 話 番 号 _____

携 帯 番 号 (本 人) _____

携 帯 番 号 (保 護 者) _____

このたび、下記の理由により授業料(等)の期限内納入が困難になりましたので、学費納入規程第6条による延納についてご許可くださいますよう保護者(保証人)連署をもってお願いします。

記

1. 延納の期限

期限：西暦 2021 年 12 月 15 日まで

2. 延納の理由 (詳細に)

高等教育の修学支援制度申請のため

教 務 部 長	教 務 部 次 長	教 務 課 長	経 理 課 長	受 付 印

授業料(等)納入および除籍猶予願

【高等教育の修学支援制度対象者用】

西暦 年 月 日願出

大阪産業大学学長 殿

学研究科	専攻
学 部	学 科

学 籍 番 号	_____
氏 名	_____ ㊟
保護者氏名 (保証人)	_____ ㊟
電 話 番 号	_____
携帯番号(本人)	_____
携帯番号(保護者)	_____

このたび、下記の理由により授業料(等)の期限内納入が困難になりましたので、学費納入規程第7条による授業料(等)納入および除籍の猶予についてご許可くださいますよう保護者(保証人)連署をもってお願い致します。

なお、猶予された期限日までに授業料(等)を納入できないときは、除籍処分を受けても異議を申し立てません。

記

1. 猶予の期限

期限：西暦 **2022** 年 **1** 月 **17** 日まで

2. 手数料(下記のどちらかに○をつけること)

~~7,000円(除籍取消料5,000円と納入猶予手数料2,000円)~~

・2,000円(納入猶予手数料2,000円)

3. 延納の理由(詳細に)

高等教育の修学支援制度申請のため

教務部長	教務部次長	教務課長	経理課長	受付印

「在籍報告（兼通学形態変更届）」の提出手続き （入力）

はじめに

- ◆ 新制度の給付奨学金採用者は、「在籍報告」により在籍状況や生計維持者等について、インターネット（スカラネット・パーソナル）を通じて届け出る必要があります。
- ◆ **未提出の場合、給付奨学金の支給が止まりますので、以下の「手続きの流れ」(3)の提出（入力）期間を確認し、必ず決められた期間内に提出（入力）してください。**
- ◆ 休学中等により給付奨学金の支給が止まっている方も手続きが必要です。
- ◆ 第一種奨学金を併給している場合、給付奨学金の通学形態が変更になると、連動して貸与月額が変更される場合があります。
- ◆ 偽りその他不正の手段によって支給を受けた場合は、受給した給付奨学金を返金することになります。

手続きの流れ

(1) スカラネット・パーソナル（以下「スカラPS」）に事前登録

「在籍報告」はスカラPSを経由して提出（入力）しますので、スカラPSに未登録の方は、必ず事前に登録を済ませてください。

◆ スカラPSの登録について⇒<https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/>



(2) 「在籍報告」の提出（入力）準備

誤入力の防止や円滑な入力のために、2ページ目からの「**入力準備用紙**」を作成してください。また、届出内容によっては証明書類等の提出が必要ですので、6ページ目を参照して用意してください。（例：在留期間（満了日）を更新した場合は、在留資格証明書類の提出が必要。）
証明書類等の提出がない場合、給付奨学金の振込みが止まる場合があります。

(3) スカラPSより「在籍報告」を提出（入力）

以下の提出期間内に提出（入力）してください。

提出（入力）期間	令和3年 7 月 5 日（月）～ 7 月 26 日（月）
入 力 時 間	8：00～25：00

※ 土日祝日も提出（入力）できます。

※ インターネット環境がある端末を利用できない方は早めに学校に相談してください。

○ 「在籍報告」提出（入力）完了後は、必要な証明書类等（在留資格証明書类等）を学校に提出してください。



必ず期日までに入力してください。

「在籍報告」が未提出のまま提出（入力）期間が過ぎると、翌月から給付奨学金の振込みが止まります。

※ 翌月以降に追って提出（入力）することもできますが、振込みが止まっていた期間（月数）は支給予定だった総月数から減じられる場合があります。

「在籍報告（兼通学形態変更届）」入力画面の推奨環境

OS（オペレーティング・システム）：Windows 8.1、Windows 10、iOS 11以上、AndroidOS 8.0以上

ブラウザ（ホームページ閲覧ソフト）：Internet Explorer 11、Microsoft Edge、iOS版Mobile Safari、Android版Google Chrome

※ AndroidはGoogle Chrome、iOSはSafariにのみ対応しています。

※ OS：Mac系、ブラウザ：FirefoxやPC版Google Chrome等、上記以外の環境下においては未確認のため、動作保証していません。

『在籍報告(兼通学形態変更届)』入力準備用紙

「在籍報告(兼通学形態変更届)」を提出(入力)する前に、以下の設問の答えを準備してください。

1 / 8 画面 (「給付奨学金に関する調査(アンケート)」の対象外の人は全7画面になります。)

A-在籍報告(兼通学形態変更届)提出について

「在籍報告(兼通学形態変更届)」は、給付奨学金の受給にあたり大学等に在籍していること等を確認するための大切な届出です。本機構では、この届出の記入内容に基づき給付奨学生の資格等を判断します。届出を提出しても必ず継続して支給されるとは限りません。

B-誓約欄

給付奨学生の在籍報告(兼通学形態変更届)提出にあたっては、正しく記入することを誓約します。

正しく生年月日を入力してもエラーになる場合は、学校に確認してください。

西暦 年 月 日

氏名(全角カナ) 姓(15文字以内) 名(15文字以内)

誓約日付は入力当日の日付を西暦で正しく入力してください。

生年月日(西暦) 年 月 日生

2 / 8 画面

C-あなたの個人情報

★あなたの個人情報と支給明細が表示されますので、確認してください。

第一種奨学金を併給している場合は、第一種貸与明細も表示されます。

D-在籍状況の確認

あなたは〇〇大学(短期大学・専修学校・高等専門学校)に在籍していますか。

在籍しています 在籍しています(休学しています) 在籍していません

・「在籍していません」を選択した場合、翌月から振込保留となります。
別途、退学による給付終了の届出が必要です。
・給付奨学金振込中の方が「在籍しています(休学しています)」を選択した場合、翌月から振込保留となります。
別途、休学による給付中断の届出が必要です。

E-あなたの国籍情報

★登録済のあなたの国籍情報が表示されますので、確認してください。

(表示される内容) あなたの国籍、在留資格、在留期間(満了日)、永住意思

国籍、在留資格等に変更はありますか。
変更がある場合や在留期間(満了日)が到来している場合は「はい」を選択して、変更後の国籍情報を選択(入力)してください。

国籍を「日本国以外」に変更した場合、在留資格を変更した場合、在留期間を更新(延長)した場合は、証明書類(「在留カード」のコピー等)の提出が必要です。(6ページ目参照)
在留期間が満了していたり、在留資格を変更した場合は、証明書類が提出されるまで振込みが止まります。

はい いいえ

3 / 8 画面

F-他の給付金受給状況

他の給付金(国費)の受給状況に変更はありますか。

(「他の給付金(国費)」とは、下記の5つのことを指します。ハローワークや役所からあなた自身が受けている給付金があれば、下記の5つに該当するものがないか必ず確認してください。)

→ **受給していないと登録されている方**には、以下の問いが表示されます。

受給状況に変更ありません
 受給状況に変更があります(現在、受給している) 受給開始年月日 西暦 年 月 日

現在受給している給付金に該当するものを選択してください。
複数受給中の場合は、受給開始年月日が古いものを選択してください。

<他の給付金(国費)>

- 教育訓練支援給付金【雇用保険法】
- 訓練延長給付、技能習得手当(受講手当、通所手当)、寄宿手当【雇用保険法】
- 職業訓練受講給付金【職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律】
- 高等職業訓練促進給付金(ひとり親家庭の親を対象とする給付金)【母子及び父子並びに寡婦福祉法】
- 職業転換給付金<訓練手当>【労働施策の統合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律】

→ **受給していると登録されている方**には、以下の問いが表示されます。

受給状況に変更ありません
 受給状況に変更があります(現在、受給していない)

上記給付金を受給しなくなり機構の給付奨学金の支給を再開するためには、別途届出が必要です。届出の提出については、学校に問い合わせてください。

上記給付金と日本学生支援機構の給付奨学金の併給はできません。申告漏れの場合、給付奨学金の全額返金を求めることがあります。また、受給開始年月日が遡及する場合も、その間に振込重複期間がある場合、返金が必要となります。

「受給状況に変更があります(現在、受給している)」を選択すると、「受給開始年月日」欄が活性化します。**入力した受給開始年月日に基づいて給付月額を0円とします。**なお、第一種奨学金を併給している場合は調整されたままの貸与月額が振り込まれます。

G-あなたの住所情報

★登録済みのあなたの住所情報が表示されますので、確認してください。

あなたの住所情報は、以下の内容で登録されています。

(表示される内容) あなたの現住所、電話番号、携帯電話番号

現住所、電話番号に変更はありますか。

変更がある場合は「はい」を選択して、変更後の現住所等を入力してください。

はい いいえ

現住所又は電話番号のいずれか一方のみを変更・訂正する場合、変更がない項目も入力する必要があります。

H-生計維持者情報

★登録済みの生計維持者の情報が表示されますので、確認してください。

1. 生計維持者①に変更がありましたか。

人物の変更はありません

人物の変更があります
(再婚等による人物の追加・変更)

人物の変更があります
(死亡、離婚等による人物の削除)

以下に該当するものを選択してください。

現住所の変更がありますか はい いいえ

現住所が表示されない場合は、「はい」を選択して入力してください。

姓の変更がありますか はい いいえ

名の変更は行うことはできません。名の変更が必要な場合は学校に申し出てください。

生年月日の訂正がありますか はい いいえ

★「生計維持者情報①(変更後)」欄が活性化するので、必要項目を入力してください。
(表示される内容)
カナ氏名、漢字氏名、生年月日、続柄、現住所

「生計維持者情報①(変更後)」欄に【生計維持者削除】と表示されます。

2. 生計維持者①のその他確認事項を入力してください。

入力不要です。
(回答欄は非活性)

- (1) 生計維持者①は2021年1月1日の時点で生活保護を受けていましたか。
- (2) 生計維持者①は2021年1月1日の時点で日本国内に住んでいましたか。

3. 生計維持者②に変更がありましたか。

人物の変更はありません

人物の変更があります
(再婚等による人物の追加・変更)

人物の変更があります
(死亡、離婚等による人物の削除)

以下に該当するものを選択してください。

現住所の変更がありますか はい いいえ

現住所が表示されない場合は、「はい」を選択して入力してください。

姓の変更がありますか はい いいえ

名の変更は行うことはできません。名の変更が必要な場合は学校に申し出てください。

生年月日の訂正がありますか はい いいえ

★「生計維持者情報②(変更後)」欄が活性化するので、必要項目を入力してください。
(表示される内容)
カナ氏名、漢字氏名、生年月日、続柄、現住所

「生計維持者情報②(変更後)」欄に【生計維持者削除】と表示されます。

4. 生計維持者②のその他確認事項を入力してください。

入力不要です。
(回答欄は非活性)

- (1) 生計維持者②は2021年1月1日の時点で生活保護を受けていましたか。
- (2) 生計維持者②は2021年1月1日の時点で日本国内に住んでいましたか。

7月の在籍報告において報告された生計維持者の情報は、2021年10月の支援区分の確認(見直し)に適用されません。

(生計維持者を変更した場合、その変更内容によって追加表示される設問が異なります。)

父のみ又は母のみが生計維持者の場合

父又は母のいずれかのみを「生計維持者」としている理由について、次のうち該当するものを選択してください。

- 父又は母と死別した。
 ○父母の離婚等により、父母いずれかとわたし(本人)は別生計である。
 ○父又は母が、生死不明、意識不明、精神疾患等のため、意思疎通ができない。
 ○その他()

「離婚等」には、離婚調停中、
 DVによる別居中、又は未婚
 の場合なども含まれます。

必要に応じて、事実関係が確認できる証明書類(以下の表参照)の提出を後日求める場合があります。

上記の申告に間違いありませんか。 ○はい ○いいえ

父母以外が生計維持者の場合

生計維持者の父母以外の人を入力した理由について、次のうち該当するものを選択してください。(複数選択可)

- 両親(父母)と死別した。
 ○両親(父母)が生死不明、意識不明、精神疾患等のため、意思疎通ができない。
 ○わたし(本人)は結婚しており、両親ではなく、生計維持者欄に記載した配偶者に扶養されている。
 (納税手続きにおいて、わたしの夫(妻)の扶養に入っている。)
 ○その他()

必要に応じて、事実関係が確認できる証明書類(以下の表参照)の提出を後日求める場合があります。

上記の申告に間違いありませんか。 ○はい ○いいえ

事象	証明書類(例)
父又は母のいずれかのみを「生計維持者」としている場合 【共通】	・課税証明書(寡婦(夫)控除の適用が分かるもの) ・児童扶養手当証書、受給証明書等
上記の書類を提出できない場合	
父母と死別	・戸籍謄本、抄本 ・住民票(死亡日記載あり)
父母が離婚	・戸籍謄本、抄本
父母が離婚調停中	・裁判所による係属証明書 ・弁護士による報告書
父又は母がDV被害	・自治体等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」
父又は母が生死不明(行方不明)	・自治体や警察署等による「行方不明者届受理証明」
父又は母が意識不明、精神疾患	・主治医による「診断書」
学生本人が両親ではなく配偶者に扶養されている	・戸籍謄本、抄本 及び ・課税証明書(配偶者控除の適用が分かるもの)
その他の事由	・事実関係を確認できる書類(第三者(機関)の所見等)

独立生計者(あなたが生計維持者)の場合

生計維持者はあなた自身(独立生計者)と入力した理由について、次のうち該当するものを選択してください。

- 両親(父母)と死別し、祖父母や叔父・叔母等の親族から経済的支援を受けていない。
 ○父母・祖父母ともに死別し、兄弟姉妹は就学中もしくは病気などの理由で働くことができない。
 ○わたし(本人)は結婚しており、配偶者等を扶養している。
 ○その他()

申告いただいた内容について、後日確認する場合があります。

上記の申告に間違いありませんか。 ○はい ○いいえ

I-資産情報

入力不要です。「次へ」ボタンを押して画面を進めてください。

J-通学形態の確認

★**以下の場合は入力できません。**「次へ」ボタンを押して画面を進めてください。

- ・給付奨学金の支給が休停止中の場合
- ・設問「D-在籍状況の確認」(2/8画面)で、「在籍しています(休学しています)」を選択した場合
- ・設問「D-在籍状況の確認」(2/8画面)で、「在籍していません」を選択した場合

- ・自宅通学とは、奨学生が生計維持者(原則父母)と同居している(またはこれに準ずる)状態のことをいいます。
- ・自宅外通学とは、奨学生が**生計維持者のもとを離れて**(生計維持者の単身赴任等は含まない。)**家賃を支払って**生活していることをいい、**次のいずれかに該当**する必要があります。
 - ① 実家(生計維持者いずれもの住所)から大学等までの通学距離が片道60キロメートル以上(目安)
 - ② 実家から大学等までの通学時間が片道120分以上(目安)
 - ③ 実家から大学等までの通学費が月1万円以上(目安)
 - ④ 実家から大学等までの通学時間が片道90分以上であり、通学時間帯に利用できる交通機関の運行本数が1時間当たり1本以下(目安)
 - ⑤ その他やむを得ない特別な事情により、学業との関連で、自宅(実家)からの通学が著しく困難である場合
- ・社会的養護を必要とする人が児童養護施設等や里親等のもとを離れ通学する場合は、学校までの通学距離・時間等に関わらず「自宅外通学」、児童養護施設等や里親等のもとから通学する場合は「自宅通学」となります。

(登録済みの通学形態によって、表示される画面が異なります。)

通学形態が「自宅通学」と登録されている場合

この在籍報告では、「自宅外通学」への通学形態変更はできません。

自宅外月額の送金を希望する場合は、あなたが生計維持者のもとを離れ、家賃を支払って生活していることを証明する書類(アパートの賃貸借契約書のコピー等)を学校へ提出してください。

不備なく審査終了後、通学形態が「自宅外通学」へ変更されます。

通学形態が「自宅外通学」と登録されている場合

自宅外通学から自宅通学に通学形態を変更した場合は、退去年月日・自宅通学への変更年月日に基づき、月額を変更します。

以下の選択肢が表示されます。

- 通学形態は変更ありません
- 通学形態を変更しました(自宅外通学から自宅通学)

自宅外住所からの退去年月日 西暦 年 月 日

- 自宅外通学から自宅通学へ登録を変更(訂正)します

- (例) ・生計維持者と一緒に住んでいる
 ・家賃を支払っていない
 ・自宅外通学の要件①～⑤に該当していない(しなくなった) など

自宅通学への変更年月日 西暦 年 月 日

給付始期から自宅通学に変更(訂正)する場合は、「給付始期年月」の1日を入力してください。

(例) 給付始期年月が2021年4月の場合、「2021年4月1日」と入力する。

Kーあなたの通学状況

入力は不要です。「次へ」ボタンを押して画面を進めてください。

給付奨学金に関する調査(アンケート)

対象者のみ画面が表示されます。

★給付奨学金に関する調査(アンケート)にご協力をお願いします。「(在籍報告)」の内容に影響を及ぼすものではありません。



自宅外通学の月額の支給を受けるためには、証明書類(「賃貸借契約書」や「入寮許可証」等のコピー)の提出が必要です。(6ページ目を参照)

最後に、全ての設問に記入漏れや誤りがないか、確認したうえで入力を始めてください。
(明らかな誤入力等が見受けられる場合、学校から照会・訂正指導を行うことがあります。)

入力時の留意点

- 入力中、1つの画面で30分以上経過した場合はタイムアウトとなり、最初から入力しなくてはなりません。
- 最後の設問まで入力すると、入力内容確認画面「**在籍報告(兼通学形態変更届)情報一覧**」が表示されますので、入力内容に誤りがないか等を必ず確認し、画面を印刷してください。
- 「**在籍報告(兼通学形態変更届)情報一覧**」の内容に誤りがなければ「**送信**」ボタンを押してください。送信後に内容訂正が必要になった場合、提出期間内であれば訂正が可能です。
- 送信後に受付番号が表示されますので、**必ず印刷のうえ、下のメモ欄にメモしてください。**
- 入力時の情報は、在学校または本機構で、調査・統計等に使用させていただく場合があります。(個人が特定されることはありません。)

!! 必ず記入してください !!

あなたの受付番号は(21桁)

提出書類について（該当者のみ）

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">自宅外通学の証明書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自宅外通学の給付月額を支給を受けるためには、奨学生が生計維持者のもとを離れて家賃を支払って生活しており、かつ、一定の要件（設問「Jー通学形態の確認」（5ページ目）参照）に該当していることについて、機構で認定を受ける必要があります。 ・在籍報告では自宅通学から自宅外通学への変更はできません。 自宅外通学における証明書類（賃貸借契約書、入寮許可証等のコピー）を、「通学形態変更届兼自宅外証明書送付状」とともに学校に提出してください。 「通学形態変更届兼自宅外証明書送付状」は、学校から受け取ってください。 不備なく審査終了後に自宅外通学へ変更されます。 ・必要な証明書類の詳細については、学校に確認してください。 	<p>提出期限 自宅外通学開始後、速やかに</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">在留資格の証明書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国籍を「日本国以外」に変更した場合、在留資格を変更した場合、在留期間（満了日）を更新した場合は、在留資格に関する証明書類（「在留カード」のコピー、「特別永住者証明書」の表裏両面コピー、「住民票の写し」等）を、「給付奨学金『在留資格証明書類』提出書」とともに学校に提出してください。 「給付奨学金『在留資格証明書類』提出書」は、学校から受け取ってください。 ・必要な証明書類の詳細については、学校に確認してください。 ・適切な証明書類が提出され、給付奨学生の資格を満たしているか機構で確認できるまでは、給付奨学金の振込みが止まります。 	<p>提出期限 「在籍報告」提出後、速やかに</p>

月額の変更について

- ① 給付奨学金は、次の要件によって給付月額に変動があります。
 - ・適格認定（家計）に基づく支援区分の見直しによる変更
（毎年夏ごろに機構で支援区分の見直しを行い、10月振込みより支給月額に反映します。）
 - ・通学形態による変更
（在籍報告提出期間以外でも必ず通学形態変更の届出が必要ですので、速やかに届け出てください。
なお、自宅外通学に変更となる届出を入居月から3か月以上経過して行う場合は、届出の提出月から自宅外の月額となります（入居月にさかのぼりません）のでご注意ください。）
 - ・他の国費による給付金（※）受給による変更
（他の国費による給付金を受給している期間は、給付奨学金を併給できません。その期間は給付月額が0円となり、給付奨学金を受給した期間とみなします。）

※他の国費による給付金

- ・教育訓練支援給付金【雇用保険法】
- ・訓練延長給付、技能習得手当（受講手当、通所手当）、寄宿手当【雇用保険法】
- ・**職業訓練受講給付金【職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律】**
- ・高等職業訓練促進給付金（ひとり親家庭の親を対象とする給付金）【母子及び父子並びに寡婦福祉法】
- ・職業転換給付金＜訓練手当＞
【労働施策の統合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律】

- ② 第一種奨学金を併せて利用する場合、給付奨学金の支援区分により、第一種奨学金の貸与月額が調整（上限額が制限）されます。